

重無期刑の創設及び死刑に処する裁判の評決の特例等に関する法律案

新旧対照条文

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（刑の軽重）</p>	<p>（刑の軽重）</p>
<p>第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、重無期の禁錮と無期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。</p>	<p>第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。</p>
<p>2・3 〔略〕</p>	<p>2・3 〔同上〕</p>
<p>（懲役）</p>	<p>（懲役）</p>
<p>第十二条 懲役は、重無期、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。</p>	<p>第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上二十年以下とする。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
<p>（禁錮）</p>	<p>（禁錮）</p>
<p>第十三条 禁錮は、重無期、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。</p>	<p>第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上二十年以下とする。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
<p>（有期の懲役及び禁錮の加減の限度）</p>	<p>（有期の懲役及び禁錮の加減の限度）</p>
<p>第十四条 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とする。</p>	<p>第十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とする。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
<p>（仮釈放）</p>	<p>（仮釈放）</p>
<p>第二十八条 〔略〕</p>	<p>第二十八条 〔同上〕</p>
<p>2 減刑により死刑を無期刑に減輕された者に対する仮釈放の処分については、判決確定後の拘留日数は、前項に規定する期間に算入しない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>3 減刑により重無期刑を無期刑に減輕された者に対する仮釈放の処分については、重無期刑の執行のため刑事施設に拘留されていた期間は、第一項に規定する期間に算入しない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（時効の期間）</p>	<p>（時効の期間）</p>

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けられないことによつて完成する。

- 一 重無期の懲役又は禁錮については四十年
- 二 無期の懲役又は禁錮については三十年
- 三 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年
- 四 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年
- 五 三年未満の懲役又は禁錮については五年
- 六 罰金については三年
- 七 拘留、科料及び没収については一年

(併科の制限)

第四十六条 [略]

2 併合罪のうちの一の罪について重無期又は無期の懲役又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、重無期又は無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 [略]

(法律上の減輕の方法)

第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

一 死刑又は重無期の懲役若しくは禁錮を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。

二 〇六 [略]

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の區別に従つて処断する。

一 首謀者は、死刑又は重無期禁錮若しくは無期禁錮に処する。

二・三 [略]

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けられないことによつて完成する。

- 一 [新設] (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

(併科の制限)

第四十六条 [同上]

2 併合罪のうちの一の罪について無期の懲役又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 [同上]

(法律上の減輕の方法)

第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。

二 〇六 [同上]

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の區別に従つて処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二・三 [同上]

2 〔略〕

(外患誘致)

第八十一条 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑又は重無期懲役に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は重無期、無期若しくは二年以上の懲役に処する。

(現住建造物等放火)

第八十八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉦坑を焼損した者は、死刑又は重無期、無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(現住建造物等浸害)

第一百九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉦坑を浸害した者は、死刑又は重無期、無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(汽車転覆等及び同致死)

第二百二十六条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は重無期懲役に処する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第一百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よつて人を死亡させた者は、死刑又は重無期、無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(殺人)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は重無期、無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(強盗致死傷)

第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は重無期懲役若しくは無期懲役に処する。

2 〔同上〕

(外患誘致)

第八十一条 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

(現住建造物等放火)

第八十八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉦坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(現住建造物等浸害)

第一百九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉦坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(汽車転覆等及び同致死)

第二百二十六条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第一百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(殺人)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(強盗致死傷)

第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

<p>(強盜強姦及び同致死)</p> <p>第二百四十一条 強盜が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よつて女子を死亡させたときは、死刑又は重無期懲役若しくは無期懲役に処する。</p>	<p>(強盜強姦及び同致死)</p> <p>第二百四十一条 強盜が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よつて女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。</p>
---	--

<p>○爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)(第三条關係)</p> <p>改正案</p> <p>第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ重無期、無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>		<p>現行</p> <p>第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>	
--	--	---	--

<p>○航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)(第四条關係)</p> <p>改正案</p> <p>(航空機強取等致死)</p> <p>第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は重無期懲役若しくは無期懲役に処する。</p>		<p>現行</p> <p>(航空機強取等致死)</p> <p>第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。</p>	
--	--	---	--

<p>○航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)(第五条關係)</p> <p>改正案</p> <p>(航行中の航空機を墜落させる等の罪)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は重無期、無期若しくは七年以上の懲役に処する。</p>		<p>現行</p> <p>(航行中の航空機を墜落させる等の罪)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に処する。</p>	
--	--	---	--

<p>○人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)(第六条關係)</p> <p>改正案</p> <p>(人質殺害)</p> <p>第四条 第二条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は重無期懲役若しくは無期懲役に処する。</p> <p>2 [略]</p>		<p>現行</p> <p>(人質殺害)</p> <p>第四条 第二条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期懲役に処する。</p> <p>2 [同上]</p>	
--	--	---	--

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（第七条関係）

改正案

現行

（組織的な殺人等）

（組織的な殺人等）

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一～六 〔略〕

一～六 〔同上〕

七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は重無期、無期若しくは六年以上の懲役

七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役

八～十五 〔略〕

八～十五 〔同上〕

2 〔略〕

2 〔同上〕

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（第八条関係）

改正案

現行

第四条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は重無期懲役若しくは無期懲役に処する。

第四条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

2 〔略〕

2 〔同上〕

第三十七条の二 死刑又は重無期、無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならぬ。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の二 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならぬ。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

②〔略〕

②〔同上〕

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

- 一 被告人が死刑又は重無期、無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 二 被告人が前に死刑又は重無期、無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

- 一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三、四〔略〕

三、四〔同上〕

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

六〔略〕

六〔同上〕

第二百十條 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができなるときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕

第二百十條 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができなるときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求め

状を求める手続をしなければならぬ。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

②〔略〕

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たたるもの（死刑に当たたるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 重無期の懲役又は禁錮に当たたる罪については四十年

二 無期の懲役又は禁錮に当たたる罪については三十年

三 長期二十年の懲役又は禁錮に当たたる罪については二十年

四 前三号に掲げる罪以外の罪については十年

② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たたるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 死刑に当たたる罪については二十五年

二 重無期の懲役又は禁錮に当たたる罪については二十年

三 無期の懲役又は禁錮に当たたる罪については十五年

四 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たたる罪については十年

五 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たたる罪については七年

六 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たたる罪については五年

七 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たたる罪については三年

八 拘留又は科料に当たたる罪については一年

第二百八十九条 死刑又は重無期、無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

②・③〔略〕

第二百九十一条の二 被告人が、前条第三項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることが出来る。ただし、死刑又は重無期、無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる事件については、この限りでない。

第三百五十条の二 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、

る手続をしなければならぬ。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

②〔同上〕

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たたるもの（死刑に当たたるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

〔新設〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

三 前二号に掲げる罪以外の罪については十年

② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たたるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 〔同上〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

②・③〔同上〕

第二百九十一条の二 被告人が、前条第三項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることが出来る。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる事件については、この限りでない。

第三百五十条の二 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、

事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることが出来る。ただし、死刑又は重無期、無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

②⑥〔略〕

第三百六十条の二 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第四百条 前二条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならぬ。ただし、控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることが出来るものと認めるときは、被告事件について更に判決（死刑に処する旨の判決を除く。）をすることが出来る。

第四百十三條 前条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならぬ。ただし、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることが出来るものと認めるときは、被告事件について更に判決（死刑に処する旨の判決を除く。）をすることが出来る。

事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることが出来る。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

②⑥〔同上〕

第三百六十条の二 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第四百条 前二条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならぬ。但し、控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることが出来るものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることが出来る。

第四百十三條 前条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならぬ。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることが出来るものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることが出来る。

○少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第十条関係）

改正案

現行

（檢察官の関与）

（檢察官の関与）

第二十二條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に檢察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に檢察官を出席させることができる。

第二十二條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に檢察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に檢察官を出席させることができる。

- 一 〔略〕
- 二 前号に掲げるもののほか、死刑又は重無期、無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

- 一 〔同上〕
- 二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

- 2・3 〔略〕

- 2・3 〔同上〕

（死刑、重無期刑及び無期刑の緩和）

（死刑と無期刑の緩和）

第五十一條 〔略〕

第五十一條 〔同上〕〔新設〕

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、重無期刑をもつて処断すべきときは、無期刑又は有期の懲役若しくは禁錮を科する。

2 〔同上〕

この場合において、有期の懲役又は禁錮を科するときの刑は、十年以上十五年以下において言い渡す。

2 〔同上〕

3 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもつて処断すべきときであつても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上十五年以下において言い渡す。

2 〔同上〕

（仮釈放）

（仮釈放）

第五十八條 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、次の期間を経過した後、仮釈放をすることができる。

第五十八條 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、次の期間を経過した後、仮釈放をすることができる。

- 一 〔略〕
- 二 第五十一條第二項又は第三項の規定により言い渡した有期の刑については三年
- 三 〔略〕

- 一 〔同上〕
- 二 第五十一條第二項の規定により言い渡した有期の刑については三年
- 三 〔同上〕

2 第五十一條第一項又は第二項の規定により無期刑の言渡しを受けた者については、前項第一号の規定は適用しない。

2 第五十一條第一項の規定により無期刑の言渡しを受けた者については、前項第一号の規定は適用しない。

（仮釈放期間の終了）

（仮釈放期間の終了）

第五十九條 〔略〕

第五十九條 〔同上〕

2 少年のとき第五十一條第二項若しくは第三項又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないうで仮釈放前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一條第二項若しくは第三項の刑期若しくは

2 少年のとき第五十一條第二項又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡しを受けた者が、仮釈放後、その処分を取り消されないうで仮釈放前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一條第二項の刑期若しくは第五十二條第一項及び第二項の

第五十二条第一項及び第二項の長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、刑の執行を受け終わったものとする。

長期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、刑の執行を受け終わったものとする。

○恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（第十一条関係）

改正案

第十二条 〔略〕

第十二条の二 前条の規定による中央更生保護審査会の申出は、次条から第十二条の五までの規定による上申があつた者に対して行うものとする。

第十二条の三 次に掲げる者は、職権で、中央更生保護審査会に、特赦、特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除の上申をすることが出来る。

一 刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に収容され、又は労役場若しくは監置場に留置されている者については、その刑事施設の長

二 保護観察に付されている者については、その保護観察をつかさどる保護観察所の長

三 その他の者については、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官

② 前項各号に掲げる刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官は、本人から特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願があつたときは、意見を付して中央更生保護審査会にその上申をしなければならぬ。

③ 死刑以外の刑についての前項の出願は、刑の言渡しの後次の期間を経過した後でなければ、することができない。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる。

一 拘留又は科料については、六箇月

二 罰金については、一年

三 有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間）。ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四 無期の懲役又は禁錮については、十年

五 重無期の懲役又は禁錮については、十五年

第十二条 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

現行

④ 拘禁されない日数は、刑の執行を終わり又は刑の執行の免除を受けた後の日数及び仮釈放中又は刑の執行停止中の日数を除き、前項第三号から第五号までの期間に算入しない。

⑤ 前項の規定は、刑の執行を猶予されている場合には、適用しない。
第十二条の四 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた者は、中央更生保護審査会に、その者に係る特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申をすることができる。

② 重無期又は無期の懲役又は禁錮についての前項の規定による上申は、刑の言渡しの後次の期間を経過した後でなければ、することができない。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる。

- 一 無期の懲役又は禁錮については、十年
- 二 重無期の懲役又は禁錮については、十五年

③ 前条第四項の規定は、前項各号の期間について準用する。
第十二条の五 次に掲げる者は、職権で、中央更生保護審査会に復権の上申をすることができる。

- 一 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどつた保護観察所の長
- 二 その他の者については、最後に有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官

② 前項各号に掲げる保護観察所の長又は検察官は、本人から復権の出願があつたときは、意見を付して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

③ 前項の出願は、刑の執行を終わり又は執行の免除のあつた後でなければ、することができない。

第十二条の六 刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官が本人の出願によりした特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、その出願の日から一年を経過した後でなければ、更に出願をすることができない。

② 本人がした特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申が理由のないときは、その上申の日から一年を経過した後でなければ、更に上申をすることができない。

第十二条の七 中央更生保護審査会は、特赦、減刑、刑の執行の免除

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

又は復権の上申が理由のないときは、上申をした者にその旨を通知しななければならない。

② 前項の通知を受けた刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官は、出願者にその旨を通知しなければならない。

第十三条 〔略〕

第十三条 〔同上〕

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第十二条関係）

改正案

現行

<p>第二十六条（一人制・合議制）〔略〕</p>	<p>第二十六条（一人制・合議制）〔同上〕</p>
<p>② 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。</p>	<p>② 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定に従う。</p>
<p>一 〔略〕</p> <p>二 死刑又は重無期、無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件</p> <p>三・四 〔略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件</p> <p>三・四 〔同上〕</p>
<p>③ 〔略〕</p>	<p>③ 〔同上〕</p>
<p>第七十七条（評決）〔略〕</p>	<p>第七十七条（評決）〔同上〕</p>
<p>② 〔略〕</p>	<p>② 〔同上〕</p>
<p>③ 裁判における死刑に処する旨の刑の量定は、前二項の規定にかかわらず、全員一致の意見による。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>④ 裁判における刑の量定について死刑に処すべき旨の意見が過半数の意見である場合であつて、前項の規定により死刑に処する旨の刑の量定をすることができないときは、重無期懲役（懲役に当たる罪と同質の罪以外の罪に係る事件にあつては、重無期禁錮）に処すべき旨の意見が過半数の意見であるものとみなして、第一項の規定を適用する。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>⑤ 裁判における次の各号に掲げる判断について意見が分かれたときは、当該判断については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める意見による。</p> <p>一 死刑に処する旨の判決に対して控訴の申立てがなされた場合に</p>	<p>〔新設〕</p>

おける刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百八十一
一条に規定する事由の有無に関する判断 当該事由がある旨の意
見

二 刑事訴訟法第三百九十七条第二項の規定により死刑に処する旨
の原判決を破棄すべきか否かに関する判断 破棄すべき旨の意見

三 刑事訴訟法第四百十一条第二号の規定により死刑に処する旨の
原判決を破棄すべきか否かに関する判断 破棄すべき旨の意見

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があった場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件</p> <p>二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔評決〕</p> <p>第六十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前条第一項の評議における死刑に処する旨の刑の量定は、前二項の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の全員一致の意見による。</p> <p>4 前条第一項の評議における刑の量定について死刑に処すべき旨の意見が構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見である場合であつて、前項の規定により死刑に処する旨の刑の量定をすることができないときは、重無期懲役（懲役に当たる罪と同質の罪以外の罪に係る事件にあつては、重無期禁錮）に処すべき旨の意見が構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見であるものとみなして、第一項の規定を適用する。</p> <p>（構成裁判官による評議）</p> <p>第六十八条 〔略〕</p> <p>2 前項の評議については、裁判所法第七十五条第一項及び第二項前段、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第二項の規定に従う。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があった場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔評決〕</p> <p>第六十七条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第六十八条 〔同上〕</p> <p>2 前項の評議については、裁判所法第七十五条第一項及び第二項前段、第七十六条並びに第七十七条の規定に従う。</p> <p>3 〔同上〕</p>

○恩給法（大正十二年法律第四十八号）（附則第四条關係）

改正案

現行

第九条 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ權利消滅ス

第九条 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ權利消滅ス

一 〔略〕

一 〔同上〕

二 死刑又ハ重無期、無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ

二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ

三 〔略〕

三 〔同上〕

② 〔略〕

② 〔同上〕

○陪審法（大正十二年法律第五十号）（附則第五条關係）

改正案

現行

第二条 死刑又ハ重無期若ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第二条 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（附則第六条關係）

改正案

現行

附則

①⑤ 〔略〕

①⑤ 〔同上〕

⑥ 死刑制度の存廃その他の死刑制度に関する事項について調査を行うため、別に法律で定めるところにより、平成二十七年三月三十一日までの間、各議院に死刑制度調査会を設ける。

〔新設〕

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（附則第七条関係）

改正案

現行

〔議会雑費〕

〔議会雑費〕

第八条の二 各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、日額六千円を超えてはならない。

第八条の二 〔同上〕

附則

①～⑭ 〔略〕

①～⑭ 〔同上〕

⑮ 平成二十七年三月三十一日までの間における第八条の二の規定の適用については、同条中「憲法審査会」とあるのは、「憲法審査会及び死刑制度調査会」とする。

〔新設〕

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）

改正案

現行

〔公述人等に対する旅費及び日当〕

〔公述人等に対する旅費及び日当〕

第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会、憲法審査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。

第六条 〔同上〕

附則

① 〔略〕

① 〔同上〕

② 平成二十七年三月三十一日までの間における第六条の規定の適用については、同条中「憲法審査会」とあるのは、「憲法審査会、死刑制度調査会」とする。

〔新設〕

第二十条 〔略〕

② 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号の全てに該当する事態であると認めるときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。

一 〔略〕

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかとの疑いを払拭することができないと認められること。

四 〔略〕

第二十条 〔同上〕

② 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号のすべてに該当する事態であると認めるときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。

一 〔同上〕

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかとの疑いを払拭することができないと認められること。

四 〔同上〕

○警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）（附則第十条関係）

改正案

現行

（武器の使用）

（武器の使用）

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に於ける凶悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（附則第十一条関係）

改正案

現行

（清算人）

（清算人）

第四十三条の三 [略]
2 次に掲げる者は、清算人となることができない。
一 死刑又は重無期、無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者

第四十三条の三 [同上]
2 次に掲げる者は、清算人となることができない。
一 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者

二 [略]

二 [同上]

○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第十二条関係）

改正案

現行

（清算人）

第四十九条の十二の三〔略〕

2 次に掲げる者は、清算人となることができない。

一 死刑又は重無期、無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者

二 六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（清算人）

第四十九条の十二の三〔同上〕

2 次に掲げる者は、清算人となることができない。

一 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者

二 六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（退去強制）

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 三の四 〔略〕

一 三の四 〔同上〕

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ ホ 〔略〕

イ ホ 〔同上〕

へ 次の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当するもの

へ 次の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

(1) 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に

(2) 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に

処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

ト 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）に規定する少年で

ト 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）に規定する少年で

昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に

昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に

処せられたもの

に処せられたもの

チ 〔略〕

チ 〔同上〕

リ ニからチまでに規定する者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

リ ニからチまでに規定する者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

又ヨ 〔略〕

又ヨ 〔同上〕

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三ヨ 〔略〕

四の三ヨ 〔同上〕

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一 死刑若しくは重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの(当該刑につき仮釈放中の者を除く。)

三 [略]

○旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)(附則第十四条関係)

改正案

(一般旅券の発給等の制限)

第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一 [略]

二 死刑若しくは重無期、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 [略]

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの(当該刑につき仮釈放中の者を除く。)

三 [同上]

現行

(一般旅券の発給等の制限)

第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一 [同上]

二 死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 [同上]

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（附則第十五条関係）

改正案

現行

（施設又は区域内の逮捕等）

（施設又は区域内の逮捕等）

第十条 〔略〕

第十条 〔同上〕

2 死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

○逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）（附則第十六条関係）

改正案

現行

（引渡に関する制限）

（引渡に関する制限）

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。ただし、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

一・二 〔略〕

一・二 〔同上〕

三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たるものでないとき。

三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本の法令により死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪に当たるときでないとき。

四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行なわれたとした場合において、当該行為が日本の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。

五・七 〔略〕

五・七 〔同上〕

八 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本の裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

八 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本の裁判所において刑に処せられ、その執行を終わらず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

九 〔略〕

九 〔同上〕

○日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（施設内の逮捕等）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>	<p>（施設内の逮捕等）</p> <p>第二条〔同上〕</p> <p>2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>

○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五百一十一号）（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>（施設内の逮捕等）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>	<p>（施設内の逮捕等）</p> <p>第二条〔同上〕</p> <p>2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。</p>

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（附則第十九条関係）

改正案

現行

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二〔略〕

第五条の二〔同上〕

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一〔略〕

一〔同上〕

二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二條に規定する刃物（第二十四條の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二條に規定する刃物（第二十四條の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3 5〔略〕

3 5〔同上〕

○刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）（附則第二十条関係）

改正案

現行

別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
保管記録の区分	保管期間	保管記録の区分	
<p>一 裁判書</p> <p>1 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書</p> <p>・ 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの</p> <p>・ ・ ・ [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>二 裁判書以外の保管記録</p> <p>1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録</p> <p>・ 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの</p> <p>・ ・ ・ [略]</p> <p>2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録</p> <p>・ 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの</p> <p>・ ・ ・ [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>百年</p> <p>十五年</p> <p>十五年</p>	<p>一 裁判書</p> <p>1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書</p> <p>2・3 [同上]</p> <p>4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書</p> <p>・ 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの</p> <p>・ ・ ・ [同上]</p> <p>5・6 [同上]</p> <p>二 裁判書以外の保管記録</p> <p>1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録</p> <p>・ 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの</p> <p>・ ・ ・ [同上]</p> <p>2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録</p> <p>・ 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの</p> <p>・ ・ ・ [同上]</p> <p>3 [同上]</p>	<p>百年</p> <p>十五年</p> <p>十五年</p>

（退去強制の特例）

（退去強制の特例）

第九条 特別永住者については、入管法第二十四条の規定による退去強制は、その者が次の各号の一に該当する場合に限って、することができる。

第九条 特別永住者については、入管法第二十四条の規定による退去強制は、その者が次の各号の一に該当する場合に限って、することができる。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

四 重無期、無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

四 無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

2・3 [略]

2・3 [同上]

（傍受令状）

（傍受令状）

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。）の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に關連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪關連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によつて特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪關連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪關連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪關連通信の傍受をすることができる。

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。）の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に關連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪關連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によつて特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪關連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪關連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪關連通信の傍受をすることができる。

一・二 〔略〕

一・二 〔同上〕

三 死刑又は重無期、無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその實行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその實行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2・3 〔略〕

2・3 〔同上〕

（他の犯罪の實行を内容とする通信の傍受）

（他の犯罪の實行を内容とする通信の傍受）

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、別表に掲げるもの又は死刑若しくは重無期、無期若しくは短期一年

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、別表に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の懲

以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

○国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）（附則第二十三条関係）

改正案

現行

（刑法等の適用）

第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二條、第二十四條、第二十八條第一項、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで及び第三十四條第一項、刑事訴訟法第四百七十四條、第四百八十條から第四百八十二条まで、第四百八十四條から第四百八十九條まで、第五百二條から第五百四條まで及び第五百七條、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七條第一項、第五十六條、第五十七條及び第六十一條、少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第一条、第二条、第四条から第九條まで、第十条第一項、第十条の二、第十三條、第十四條第一項、第四項及び第五項、第十四條の二から第十六條まで、第十七條第二項、第十七條の二並びに第十七條の四から第十七條の六まで並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四條まで、第十六條、第二十三條から第三十條まで、第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條から第四十條まで、第四十八條、第四十九條第一項、第五十條、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條から第五十八條まで、第六十條から第六十五條まで、第七十五條から第七十七條まで、第八十二條、第八十四條から第八十八條まで並びに第九十一條から第九十八條までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八條第一項中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送

（刑法等の適用）

第二十一条 共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二條、第二十四條、第二十八條、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで及び第三十四條第一項、刑事訴訟法第四百七十四條、第四百八十條から第四百八十二条まで、第四百八十四條から第四百八十九條まで、第五百二條から第五百四條まで及び第五百七條、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第一項、第二十七條第一項、第五十六條、第五十七條及び第六十一條、少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第一条、第二条、第四条から第九條まで、第十条第一項、第十条の二、第十三條、第十四條第一項、第四項及び第五項、第十四條の二から第十六條まで、第十七條第二項、第十七條の二並びに第十七條の四から第十七條の六まで並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三条、第四条第二項、第十一条から第十四條まで、第十六條、第二十三條から第三十條まで、第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條から第四十條まで、第四十八條、第四十九條第一項、第五十條、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條から第五十八條まで、第六十條から第六十五條まで、第七十五條から第七十七條まで、第八十二條、第八十四條から第八十八條まで並びに第九十一條から第九十八條までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八條中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁

犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と」と、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡をした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分継続中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施設の長の通告義務の特則）

第二十三条 刑事施設の長は、第二十条第一項の指揮があつた場合において、受入受刑者が第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条第一項又はこの法律第二十二条に掲げる期間を既に経過しているときは、速やかに、その旨を地方更生保護委員会に通告しなければならない。

（共助刑の執行の減輕等）

第二十五条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十一条、第十二条の二から第十二条の四まで（第十二条の三第五項を除く）、第十二条の六及び第十二条の七並びに更生保護法第九十条の規定は、共助刑の執行の減輕又は免除について準用する。この場合において、恩赦法第三十一条中「有罪の言渡」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、同法第十二条の三第一項第三号中「有罪の言渡しをした

判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と」と、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡をした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、少年法第二十七条第一項中「保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施設の長の通告義務の特則）

第二十三条 刑事施設の長は、第二十条第一項の指揮があつた場合において、受入受刑者が第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条又はこの法律第二十二条に掲げる期間を既に経過しているときは、速やかに、その旨を地方更生保護委員会に通告しなければならない。

（共助刑の執行の減輕等）

第二十五条 〔同上〕

2・3 〔同上〕

4 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十一条及び更生保護法第九十条の規定は、共助刑の執行の減輕又は免除について準用する。この場合において、恩赦法第十一条中「有罪の言渡」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権」とあるのは「同法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除」と、更生保護法第九十条第一項中「前

裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同条第三項中「刑の言渡しの後」とあるのは「国際受刑者移送法第十八条第一項に規定する日後」と、同条第四項中「拘禁されない日数は、刑の執行を終わり又は刑の執行の免除を受けた後の日数及び仮釈放中又は刑の執行停止中の日数を除き」とあるのは「国際受刑者移送法第十八条第二項に規定する日数のうち逃走を理由とするものは」と、同法第十二条の四第一項中「死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた者」とあるのは「無期の共助刑の執行を受ける者」と、同条第二項中「刑の言渡しの後」とあるのは「国際受刑者移送法第十八条第一項に規定する日後」と読み替えるものとし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(受入受刑者の送還)

第三十九条 法務大臣は、第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた受入受刑者（第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条第一項又はこの法律第二十二条の規定により仮釈放中の者を除く。）について、受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判の再審の審判に出頭する場合その他やむを得ない事情があると認める場合において、裁判国からの要請があるときは、当該受入受刑者が収容されている刑事施設の長に対し、裁判国への引渡し（以下本条において「送還」という。）を命ずることができる。

254 [略]

条の申出」とあり、及び同条第二項中「特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第一項の申出」と読み替えるものとする。

(受入受刑者の送還)

第三十九条 法務大臣は、第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた受入受刑者（第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条又はこの法律第二十二条の規定により仮釈放中の者を除く。）について、受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判の再審の審判に出頭する場合その他やむを得ない事情があると認める場合において、裁判国からの要請があるときは、当該受入受刑者が収容されている刑事施設の長に対し、裁判国への引渡し（以下本条において「送還」という。）を命ずることができる。

254 [同上]

（外部通勤作業）

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条第一項（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の間行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

256 「略」

（外出及び外泊）

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条第一項（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に係る必要がある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

2 「略」

（外部通勤作業）

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の間行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

256 「同上」

（外出及び外泊）

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に係る必要がある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

2 「同上」

（在職期間からの除算）
 第十二条 次に掲げる期間は、国会議員の在職期間から除算する。ただし、第一号の二に掲げる期間については、普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利の基礎となる在職期間を計算する場合は、この限りでない。
 一 三 〔略〕
 四 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）に因り死刑又は重無期、無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含むそれ以前のすべての在職期間
 （普通退職年金、公務傷病年金又は退職一時金を受ける資格の喪失）
 第十三条 〔略〕
 2 国会議員は、在職中死刑又は重無期、無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、当該任期中の在職を含むそれ以前のすべての在職につき、普通退職年金、公務傷病年金又は退職一時金を受ける資格を失う。
 （互助年金を受ける権利の消滅）
 第十四条 互助年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するときは、その権利は、消滅する。
 一 〔略〕
 二 死刑又は重無期、無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

（在職期間からの除算）
 第十二条 次に掲げる期間は、国会議員の在職期間から除算する。ただし、第一号の二に掲げる期間については、普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利の基礎となる在職期間を計算する場合は、この限りでない。
 一 三 〔同上〕
 四 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含むそれ以前のすべての在職期間
 （普通退職年金、公務傷病年金又は退職一時金を受ける資格の喪失）
 第十三条 〔同上〕
 2 国会議員は、在職中死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、当該任期中の在職を含むそれ以前のすべての在職につき、普通退職年金、公務傷病年金又は退職一時金を受ける資格を失う。
 （互助年金を受ける権利の消滅）
 第十四条 互助年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するときは、その権利は、消滅する。
 一 〔同上〕
 二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（附則第二十七条関係）

改正案

現行

（引渡犯罪人の引渡し要件）

（引渡犯罪人の引渡し要件）

第十九条 〔略〕

第十九条 〔同上〕

2 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が規程第七十条1に規定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

2 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が規程第七十条1に規定する犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本の法令により死刑又は重無期、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪に当たるとき。

一 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪に当たるとき。

二〇六 〔略〕

二〇六 〔同上〕

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（附則第二十八条関係）

改正案

現行

（所掌事務）

（所掌事務）

第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条第一項の行政官庁として、仮釈放を許し、又はその処分を取り消すこと。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条の行政官庁として、仮釈放を許し、又はその処分を取り消すこと。

二〇九 〔略〕

二〇九 〔同上〕

（法定期間経過の通告）

（法定期間経過の通告）

第三十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、刑法第二十八条第一項又は少年法第五十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

第三十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、刑法第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

（仮釈放及び仮出場を許す処分）

（仮釈放及び仮出場を許す処分）

第三十九条 刑法第二十八条第一項の規定による仮釈放を許す処分及び同法第三十条の規定による仮出場を許す処分は、地方委員会の決定をもってするものとする。

第三十九条 刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分及び同法第三十条の規定による仮出場を許す処分は、地方委員会の決定をもつてするものとする。

二〇五 〔略〕

二〇五 〔同上〕